序章　ゼロカーボン北海道の実現に向けて

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内においても激しい雨が降る頻度が増加するなど、気候変動の影響が顕在化しています。こうした影響は、今後さらに幅広い分野に及ぶことが懸念されており、その主な要因として地球温暖化があげられています。

国は、2021 年 10 月に改定した「地球温暖化対策計画」で、2030 年度において、温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減し、50%の高みに向け挑戦を続けるとの目標を掲げ、取組を進めてきたところ、2025 年 2 月の改定では、さらに、2035 年度、2040 年度において、それぞれ 60%、73%削減する目標を設定し、合わせて策定した「GX2040 ビジョン」と協調しながら、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、弛まず取組を進める方針を示し、政府、地方公共団体、企業、国民一人ひとりに至るまでの全ての主体の参加・連携を確保しつつ、パリ協定に基づき、誠実に対策・施策を講じて行くこととしています。

道では、国に先駆けて、「2050 年までのネット・ゼロ」を表明し、2022 年３月に「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第３次））」を策定し、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比で 48%削減とするとともに、2030 年度までを「2050 年ゼロカーボンに向けて道民、事業者と認識を共有し、機運醸成や行動喚起を図り、道筋を構築していく期間」と位置づけ、取組等を進めることとし、目標達成に向けて、「ゼロカーボン北海道推進本部」を活用して、庁内の連携及び施策の調整を図り気候変動に関する施策を推進しています。

道としては、国の計画改定を踏まえ、2025 年度を目途に、ゼロカーボン推進計画を見直すこととしており、引き続き、2050 年ゼロカーボンに向けた「めざす姿」を道民・事業者と共有するとともに、社会システムの脱炭素化を着実に推進し、環境と経済・社会が調和しながら、成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて取り組んでいきます。

< 2050 年のゼロカーボン北海道のイメージ >

【トピックス】

１　ＧＸ関連産業の集積に向けた取組

道では、北海道が有する全国随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを発揮して、再生可能エネルギーの供給拠点と、そのエネルギーを利活用した道内でのＧＸ・ＤＸ関連産業の集積に向けた取組を進めています。

環境と経済の好循環を生み、我が国に貢献するとともに、地域に産業と人を呼び込み、持続的な北海道の発展を実現していくことを目指しています。

ＧＸ関連産業は、洋上風力発電等の再生可能エネルギーを活用した発電施設の建設やメンテナンス、省エネ機器の製造・販売のほか、水素・アンモニア、CCUS※による合成燃料等の次世代エネルギー、さらには、そうした再エネ等を活用する次世代半導体や AI データセンター等、産業としての裾野が広く、道内企業が参入できる分野が多数あり、再エネ等の開発・導入と、道内企業の参入等による関連産業の集積と振興を一体的に推進し、地域経済の活性化と持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

本道が再エネの供給と利活用拠点となることを目指し、特区による規制緩和やＧＸ推進税制のほか、企業立地補助金等の関連施策も最大限活用し、全道域でのＧＸに関連する企業立地の促進と道内企業の取引拡大への支援に取り組んでいきます。

※CCUS：「Carbon dioxide Capture,Utilization and Storage」の略。工場などの排出ガスから CO_2 を分離回収し、貯留又は資源として有効活用する技術。

◆ＧＸ関連産業への支援措置等について

（１）国家戦略特区制度について

令和６年（2024 年）６月に、北海道全域が国家戦略特別区域に指定されたことにより、国に対して、随時、規制緩和の提案を行えるようになりました。事業者のみなさまからの提案も踏まえ、ＧＸをはじめとした地域課題の解決に向けた国への提案を行っていきます。

（２）北海道ＧＸ推進税制について

道では、令和７年（2025 年）４月に、北海道内でＧＸ事業等を行う事業者の道税の課税免除を行う「北海道ＧＸ推進税制」を導入しました。ＧＸ関連産業の集積促進等に向けて助成制度の拡充等を行った「北海道企業立地促進費補助金」や国の地域未来投資促進税制等の支援制度も併せて活用しながら、道内でＧＸ事業を営む事業者への支援を行っていきます。

＜北海道ＧＸ推進税制の概要＞

◆対象事業等

ＧＸ事業（北海道全域）

洋上風力	合成燃料	水素	蓄電池
次世代半導体	データセンター	海底直流送電	電気・水素運搬船
再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱等）			
上記の分野ごとに規則で定める業種に関する事業（研究開発、製品の開発・生産・製造、役務提供等）			

金融事業（札幌市域）

金融商品取引業のうち、GX産業への投資を呼び込む事業（投資取引仲介、ファンド募集、投資助言、投資運用等）
金融機能の強化集積に資するフィンテック（デジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業）

◆対象税目等

ＧＸ事業	道内で新たにGX事業を営む事業者	**＜道税＞法人道民税**（※均等割除く）、**法人事業税** ＜札幌市税＞法人市民税（※均等割除く）、事業所税	**最大10年間免除** ※1～5年目：最大全額免除 6～10年目：最大1/2免除 ※不動産取得税は、取得時最大全額免除
	既に道内でGX事業を営む事業者	工場や事務所等の設備投資を行う場合 **＜道税＞不動産取得税、道固定資産税** ＜札幌市税＞都市計画税、固定資産税	
金融事業	札幌市内で新たに金融事業を営む事業者	**＜道税＞法人道民税**（※均等割除く）、**法人事業税** ＜札幌市税＞法人市民税（※均等割除く）、事業所税	**最大10年間免除**

２ 洋上風力発電の実現に向けた動き

北海道は日本の中で風況が良く、洋上風力発電設備の設置に適した海域が多いなど、ポテンシャルの高さが評価され、「洋上風力産業ビジョン（第１次）」（2020 年 12 月）では、洋上風力発電について、全国で 2030 年までに 10GW、2040 年までに 30～45GW の導入目標を掲げている中、北海道では 2040 年までに全国の約 1/3 に当たる 10～15GW の導入が目指されており、我が国において重要な位置づけとなっています。また、同ビジョンでは、「産業競争力強化に向けた基本戦略」として、サプライヤーの競争力強化や人材育成の重要性が示され、洋上風力発電に関する国内調達比率を 2040 年までに 60%にする目標を掲げています。

一方で、北海道は漁業や観光業などが主要な産業となっている地域も多く、海域の先行利用者や自然環境などとの関係については、十分に留意をして導入を進めていく必要があります。

国内における洋上風力発電の推進に向けては、2019 年に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が制定され、洋上風力発電事業のために海域を長期占用するための手続きが定められました。

そのような中、道内では、国により、令和５年５月に５区域※1が再エネ海域利用法に基づく「有望区域」に整理され、同年 10 月に２区域※2が浮体式で「準備区域」に整理されており、このうち、松前沖は令和６年７月、檜山沖は令和７年３月に協議会意見がとりまとめられ、今後、国による「促進区域」指定と洋上風力発電の事業者公募が予定されている状況です。

道としては、引き続き、洋上風力発電の推進に向けて、再エネ海域利用法に基づく「有望区域」や「促進区域」に選定された地域における法定協議会の設置及び運営、地域・漁業との共存共栄を前提に、関連企業の誘致や道内企業の参入促進を図るほか、洋上風力発電に関連するサプライチェーンの構築や人材確保の支援を進めるなど、洋上風力発電事業が道内の産業振興や地域振興に結びつくよう取組を推進していきます。

※１：石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖
※２：岩宇・南後志地区沖（浮体）、島牧沖（浮体）

法定協議会

学生による洋上風力発電の見学

３　「森林由来クレジット」の創出等に向けた取組

適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する「Ｊ－クレジット制度」には、木材販売収入以外の資金獲得が可能となり、更なる森林整備に活用できるといったメリットがあります。

道では、J-クレジット制度の活用を促し、道内の森林整備を一層促進するため、民有林の約３割を占める道有林において、先導的にクレジット創出に取り組み、得られた成果やノウハウを市町村等の森林所有者に積極的に普及しています。

◆道有林におけるクレジット創出の取組

上川北部及び網走西部管理区では、約２万６千 ha の人工林を対象に、令和４年度から民間企業と連携し、森林由来クレジットの大規模な創出に取り組んでおり、令和６年度から８年間で約 58 万ｔ-CO_2のクレジット創出を予定しています。

令和６年度は、既に登録を受けているプロジェクト計画書に基づき、前年度に吸収した二酸化炭素量を算定し、審査機関による検証のほか、国の認証委員会による審議・承認を経て、約６万ｔ-CO_2のクレジットが認証・発行されました。

天然生林での現地審査（初山別村）

また、留萌管理区では、全国でも事例が少ない天然生林におけるクレジット創出に試行的に取り組んでおり、令和６年度はプロジェクト計画書の現地審査を受けたほか、クレジットの認証・発行に向けた森林巡視を実施しました。

◆販売方針の策定

道では、創出したクレジットの販売に向け、公共性や透明性などを確保しながら、希望する企業等に幅広く購入いただける仕組みづくりを進めるため、令和６年５月に学識経験者や金融機関などで構成する有識者懇談会を設置しました。

懇談会では、販売の目的のほか、ＰＲ方法や販売手法、販売収入の使途などについて、多岐にわたるご意見をいただき、令和６年 10 月に道有林で創出した森林由来クレジットの販売目的や、販売方法の基本的な考え方を示した「道有林における森林由来クレジット販売方針」を策定しました。

本方針では、本道の森林整備の推進と林業・木材産業の振興、ゼロカーボン社会の実現に資するため、クレジットの購入者が本道の森林づくりに貢献していることが実感できるよう取組の成果を共有するなど「見える化」に取り組むこととしています。

有識者懇談会（札幌市）

◆北海道森林吸収源対策推進計画の改正

全国一の森林面積を有する本道において、Ｊ－クレジット制度を活用して森林由来クレジットを創出・販売する取組は、更なる森林整備の促進をはじめ、森林の付加価値向上や二酸化炭素の吸収源の確保などにもつながる重要な取組です。

このため、道では、令和７年３月に森林吸収源対策を推進する重点的な取組等を示す「北海道森林吸収源対策推進計画」を改正し、具体的な施策として道有林全域を対象に創出したクレジットを着実に販売し、新たな森林整備につなげていく地域モデルの構築や、創出ノウハウの提供、道内外の先行事例の紹介など、制度の活用促進に向けた普及啓発に取り組むことを盛り込みました。

◆普及啓発の取組

道では、Ｊ－クレジット制度の普及・啓発に向け、セミナーの開催や相談窓口を設置するとともに、「北海道における森林由来クレジット情報提供サイト」を開設し、道内における創出の取組を紹介するほか、道有林が得たノウハウを「北海道における森林由来クレジット創出実務問答集（モニタリング報告書作成編）」として広く提供しています。

今後も、森林由来クレジットの創出・販売を全道に広げるための取組を着実に進め、ゼロカーボン北海道の実現に貢献していきます。

【Ｊ－クレジット制度】

Ｊ－クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO_2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO_2の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

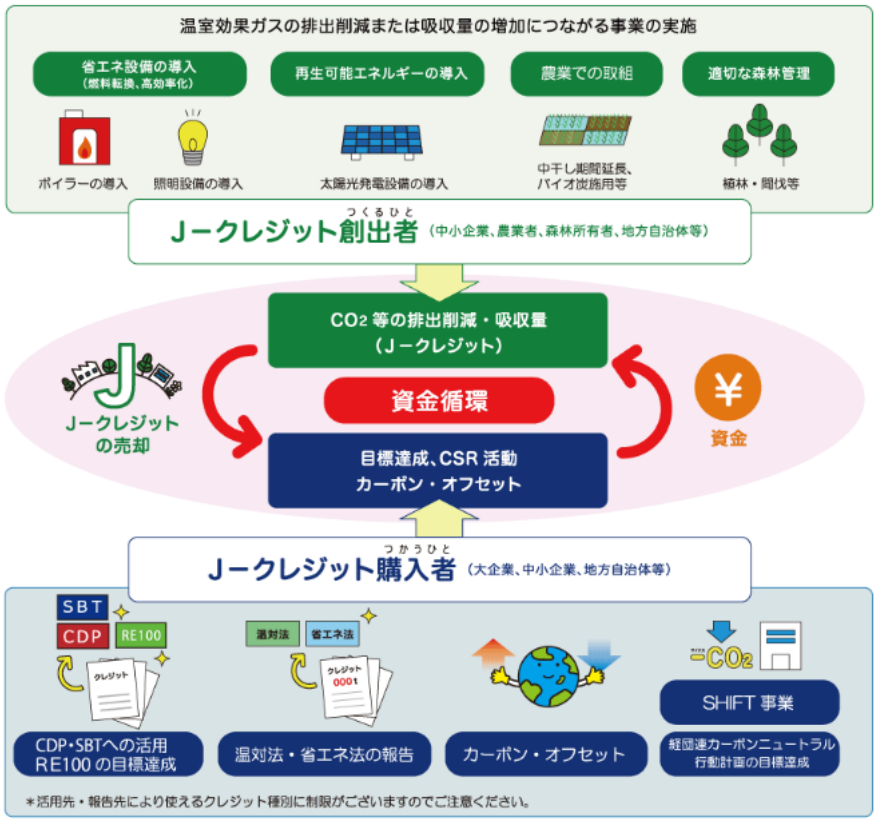

出典：Ｊ－クレジット制度ホームページ　（https://japancredit.go.jp/）